

農業生産に係る プラスチック対策の方針の検討

令和7年11月

1 現状と課題

プラスチック資源循環に関する動き

- 海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的な資源循環体制の強化が必要。

2019年5月

バーゼル条約改正 決定

プラスチック資源循環戦略 策定

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定



2019年6月

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 共有(G20)

2020年

循環経済ビジョン 2020 取りまとめ

プラスチック製レジ袋の有料化 開始

2022年4月

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行

2024年8月

第五次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定

2024年10月

FAO農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン(VCoC) 任意の活用を決議

<プラスチック資源循環を巡る近年の動き>

✓ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(2021年6月11日成立・2022年4月施行)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにかかわるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進。

✓ 第五次循環型社会形成推進基本計画

(2024年8月2日閣議決定)

循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。

✓ FAO農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン(VCoC) (2024年10月発表)

農林水産分野でのプラスチック使用に関する推奨事項をまとめたガイドライン。2024年10月のFAO農業委員会において、各国関係者による任意の活用を決議。

✓ プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約) (交渉中)

2022年の国連環境総会の決議に基づき、プラスチック汚染に関する条約を策定中。2025年8月、第5回政府間交渉委員会再開会合(INC5.2)が開催され、交渉は継続中。

※園芸分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢をもとに、農業環境対策課で作成
なお、青字は国際的な動き、赤字は国内の動きを表す。

我が国全体のプラスチックの利用、排出、処理の状況

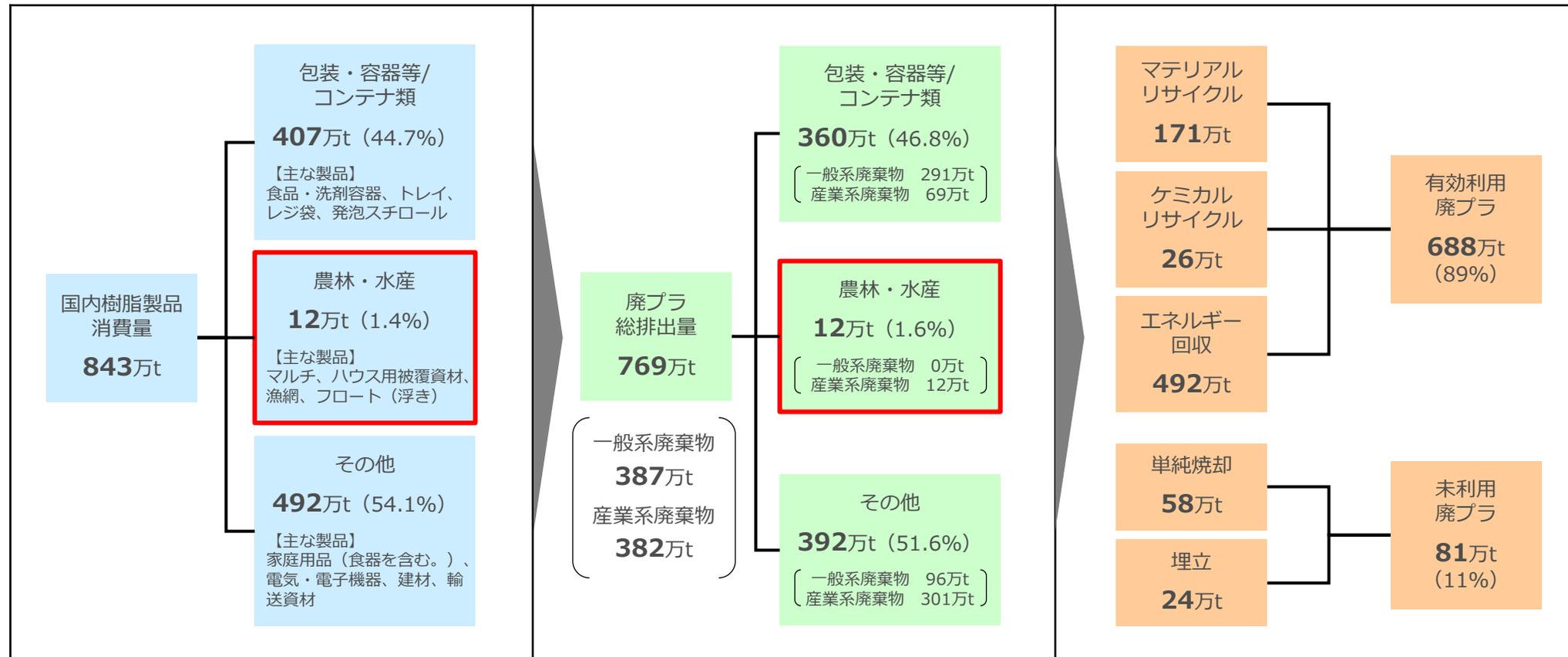
- 我が国の廃プラスチック総排出量は約769万t(2023年)であり、そのうち農林水産分野からの排出量は約12万t(1.6%)で前年と同程度。
- 有効利用された廃プラ量は688万tであり、有効利用率は89%と前年と比べ2%増加。

【プラスチックのマテリアルフロー図】

樹脂製造・製品加工・市場投入段階

排出段階

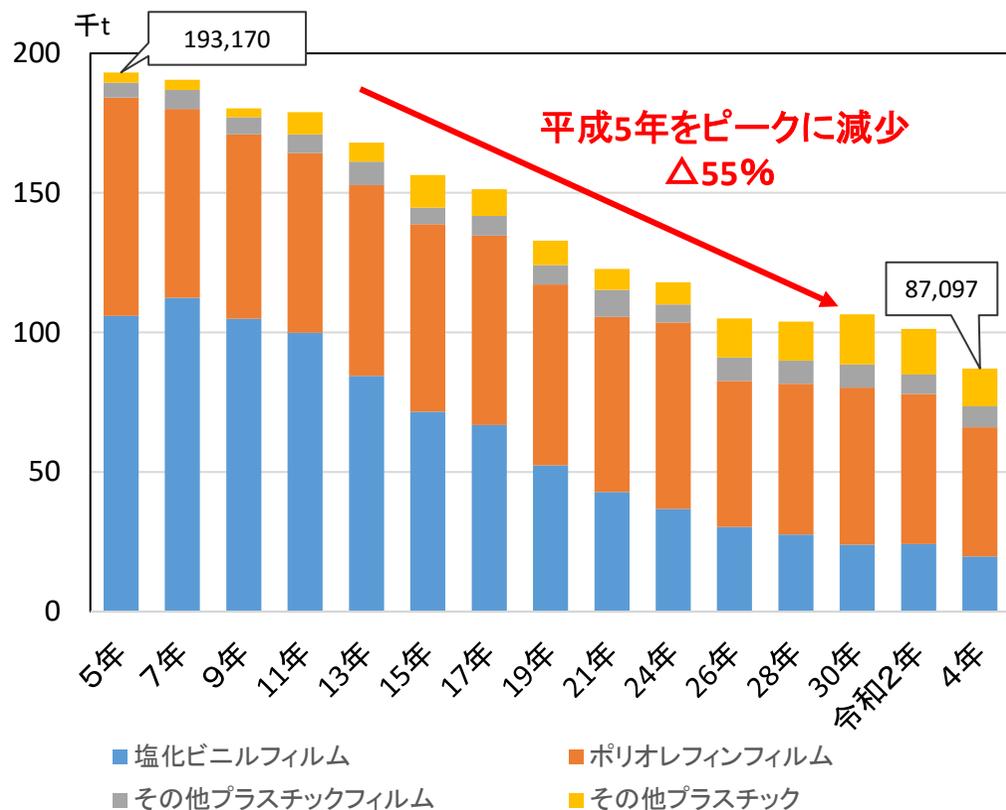
処理処分段階



農業由来廃プラスチックの排出及び処理の状況

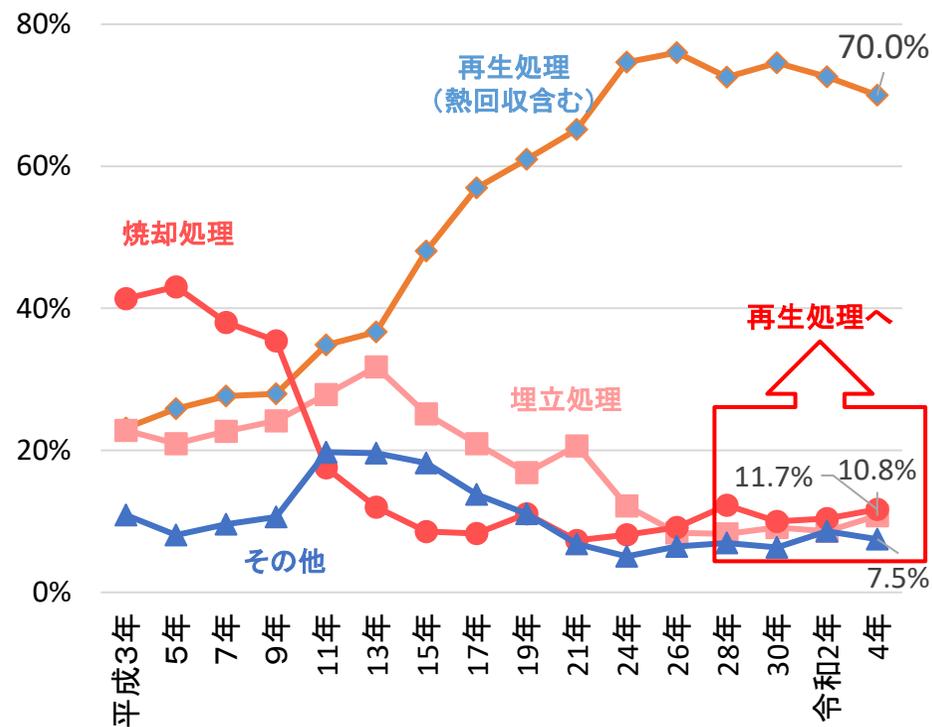
- 農業由来廃プラスチックの排出量は、園芸用ハウス面積の減少、被覆資材の耐久性向上、生分解性マルチの普及等により、平成5年から令和4年にかけて減少傾向(△55%)
- 農業由来廃プラスチックの処理方法は、平成5年には焼却が一番多かったが、令和4年の再生処理等の割合は70.0%と平成24年以降70%台で推移。

【農業由来廃プラスチックの排出量の推移】



資料:農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」(2022年)

【農業由来廃プラスチックの処理方法の推移】

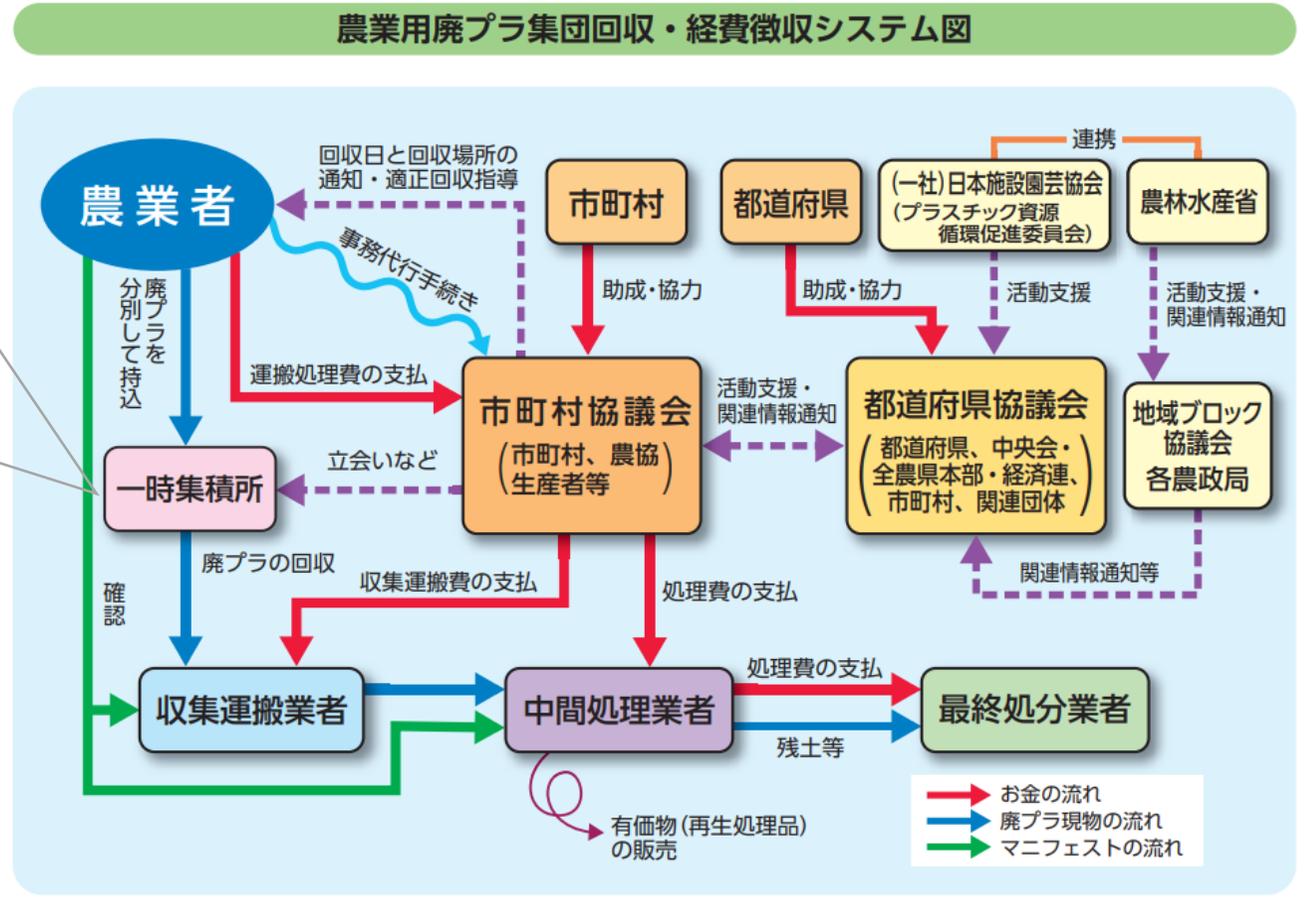


資料:農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」(2022年)

農業由来廃プラスチックの回収体制

- 農業由来廃プラスチックは、農業由来廃プラスチックの適正処理を農業者個々で行うことが困難である。
- そのため、都道府県協議会、市町村協議会等を設置し、地域における回収処理体制が構築されている場合がある。

【農業由来廃プラスチックの回収処理に関わる協議会】



資料: 日本施設園芸協会「〈農業用廃プラスチック〉適正処理・資源循環促進のご案内」

農業生産に係るプラスチック対策の主な課題

- 排出抑制に資する資材の価格が高いことや、資源の有効利用に向けた土汚れ等の多い農業生産資材の分別・洗浄に多くの労力と費用を要することなどが課題となっている。



排出抑制

生分解性プラスチック資材

- 資材価格が高い
- 気候、土壌等の条件に応じて、分解期間が異なる

紙資材

- 資材価格が高い
- プラスチックと比べ、素材特性として、機能性(強度、耐水性等)、作業性(伸び、重量等)に課題

適正処理・資源の有効利用

全般

- 農業由来廃プラスチックの排出量減少に伴い、回収、リサイクル等の効率や事業性が低下
- 今後、資源の有効利用の推進のため、リサイクルに向けた更なる分別・洗浄が必要

排出

- 農業者の処理費用の負担増加
- 労働力不足による回収・分別作業のマンパワーの低下

回収・運搬

- 協議会等の人手不足、形骸化や解散
- 排出場所から近距離に、リサイクルや熱回収が可能な処理事業者が存在しないケースあり

処理

- 農業由来廃プラスチックは、植物残渣など異物の混入、土等による汚れ、直射日光による劣化などがリサイクルの阻害要因となっている。また、洗浄や分別にコストがかかる。
- 出口側の再生材の需要の拡大とリサイクルに向けた体制の確保が課題

再生材利用

- 価格が高くなることがある
- 用途が限定される(バージンプラスチックとの代替が難しい場合もある)

2 農業生産に係るプラスチック対策の 論点とこれまでの主な御意見

(1) 総論

論点

- 対策の基本的な考え方
- 対策の選択指標
(費用、エネルギー、労力、実現可能性とのバランス)
- データ収集システムの構築
- 関係者との連携協力

これまでの主な御意見

- 対策の選択指標
 - ・ 農業者の減少や高齢化が進んでおり、費用やエネルギーに加えて労力や実現可能性の観点も指標になる。
- データ収集システムの構築
 - ・ NACでは農ビは日本ビニル工業会、農ポリ・農POは日本ポリオレフィンフィルム工業組合から会員企業の出荷量の情報を得ている。
 - ・ 解散はしていないものの、実態として現場の情報を入手して活動していない等の機能不全の協議会も存在する。
 - ・ 現場では機能しているが上層部に情報が伝わっていない可能性もある。実態把握に向け、連携協力という観点での切り口もあるのではないか。

(2) 農業由来廃プラスチックの排出抑制

論点

- 廃プラスチックの排出抑制に資する製品設計の工夫及び開発
 - ・資材ごとに求められる品質特性に応じた素材の選択（生分解性プラスチックや紙等のプラスチック代替素材）
 - ・省資源化に資する製品設計における従来品と同程度の機能性の確保（フィルムの薄膜化）
 - ・資材価格（フィルムの薄膜化、長期利用、長期保管等の製品設計の工夫）
- 廃プラスチックの排出抑制に資する資材の利用
 - ・生分解性プラスチックや紙等のプラスチック代替素材を使用した資材の普及促進
 - ・中長期展張フィルム等による長期利用化
 - ・資材価格（規模の経済による価格低減）
- プラスチック資材の使用の合理化
 - ・再利用可能で規格が統一された容器（通いコンテナ等）の使用
 - ・サイレージラップの巻き数の最適化
 - ・再利用を推進すべき資材の有無
- 化石資源由来プラスチックの代替となる資材の利用
 - ・再生プラスチックを使用した資材の普及促進

これまでの主な御意見

- 廃プラスチックの排出抑制に資する製品設計の工夫及び開発
 - ・温暖化により生分解期間の調整が難しく、耐久性の向上には技術開発が必要。地域に合った開発も必要。
 - ・生分解性資材について調査・研究・開発ができる体制をしっかりと整えてほしい。
- 廃プラスチックの排出抑制に資する資材の利用
 - ・生分解性のマルチフィルムに関して、作物ごとに期待する分解期間が異なる。農業者は分解期間について関心が高い。
 - ・VCoCやINC議長案では生分解性資材の適切な使用に関する情報発信が記載されており、日本においても取り組む必要がある。
 - ・生産者に対して、正しい生分解性プラスチックに関する情報発信をする必要がある。
- プラスチック資材の使用の合理化
 - ・通いコンテナは、すでに規格が統一されている。
 - ・開発側と使用者側との認識のギャップがある。
- 化石資源由来プラスチックの代替となる資材の利用
 - ・肥料袋に再生材を使用している事例では含有率は20%程度である。今後の再生材の供給を踏まえると、長期的に再生材含有率を上げることは難しい。
 - ・ハウスフィルムは穴が空いてはならず高品質が要求されるため、端材の活用事例はあるが、使用後のポストコンシューマ材の活用は難しい。

(3) 農業由来廃プラスチックの適正処理

論点

- 回収体制
 - ・回収体制の在り方
(都道府県協議会・市町村協議会の意義、JAの役割等)
 - ・回収を行う者(主にJA)の負担軽減
(マニフェストの電子化による事務処理負担軽減等)
- 分別・選別
 - ・効率的な分別・選別の時期・程度
- 広域運搬
 - ・廃プラスチックの広域運搬処理と県間協議の円滑化
- リサイクル
 - ・プラスチック製品ごとのリサイクルの現状と課題、今後の可能性
 - ・回収方法の在り方(リサイクル事業の持続性の確保、廃プラの特性に応じた細かな分別等)
 - ・リサイクルに取り組む際の費用負担
 - ・リサイクルに要するエネルギーも考慮したリサイクル方法 等
- 熱回収
 - ・国際的な情勢を踏まえた熱回収の在り方

これまでの主な御意見

- 回収体制
 - ・電子マニフェストのメリットを発信、周知する必要がある。
 - ・地方農政局から現場に対してマニフェスト作成の研修会も実施してほしい。
- 分別・選別
 - ・どの程度まで分別が必要なのかという観点は論点として重要である。
- リサイクル
 - ・国際的な議論から熱回収が難しい場合は、ケミカルリサイクルも選択肢となり得る。
 - ・土の付いた廃プラスチックの用途を考えていく必要がある。1つの出口として、道路舗装への利用がある。
- 熱回収
 - ・SDGsも含め国際的な情勢を踏まえ、熱回収の在り方を考える必要がある。

3 対策の方針の検討

対策の方針の検討の必要性

園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針(平成7年)等の制定から時間が経過し、農業生産に係るプラスチック対策をめぐる状況の変化に対応し、より一層の対策の推進を図るため、新たな対策方針を検討する必要

これまでの経緯

- 園芸用廃プラスチック適正処理基本方針(昭和58年制定)
- 園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針
(平成7年10月23日付7食流第4208号農林水産省食品流通局長)(以下、「基本方針」という。)
- 農業生産に由来する使用済みプラスチックの適正処理等に関する技術指導について
(令和元年6月3日付元生産第188号農林水産省生産局園芸作物課長、技術普及課長、農業環境対策課長、飼料課長通知)(以下、「技術指導」という。)

農業生産に由来する使用済みプラスチックの対策をめぐる状況の変化

①国際的なプラスチック対策に係る気運の高まり

例:農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン
(各国関係者による活用推奨についてFAO農業委員会で決議(R6.10))

②各種法制度の整備等のプラスチック対策をめぐる情勢の変化

例:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)

③原材料費、電気代の高騰等に伴う再生処理や排出抑制の滞り

例:リサイクル等の割合の漸減(H26～)
生分解性マルチの利用量減(R4～)

④新たな処理技術、資材の新規開発、改良等の技術革新

例:ケミカルリサイクル、熱回収、排出抑制に資する資材(紙、生分解性マルチ等)

対策の方針の検討方向

現行の通知：基本方針

対象物	・園芸用の使用済みプラスチック
対象者	・行政機関及び農業団体が主
内容	・適正処理に関する基本方針 (一部、排出抑制の進め方に係る記載があり)
適正処理	・リサイクル処理を基本 (マテリアルリサイクル が最も適当、困難な場合に サーマルリサイクル とされている。後者の技術はほとんどが実用化されていない) ・回収・処理体制の整備として、 廃プラ回収に係る協議会の設置について規定 ・回収処理経費の徴収システムの考え方の選択肢を提示 ・開発の推進の必要性や農業者への情報提供の重要性 ・関係者の役割と連携協力
排出抑制	・長寿命化に資する資材の導入の推進 (長期展張フィルム又は硬質プラスチック板を使用したハウス及びガラス室) ・反復利用による長期使用の推進 (ハウスフィルムをマルチに利用) ・生分解性マルチ等の新たに開発されつつある環境保全型資材の使用の推進

関連通知：技術指導

対象物	・農業生産の使用済みプラスチック
対象者	・農業者(行政機関及び農業団体を通じて周知及び指導)
内容	適正処理等に関する基本方針 (適正処理、排出抑制、被覆肥料の被膜殻の流出防止)
適正処理	・回収の徹底 ・分別と異物の撤去により資源の有効利用に努める ・地域での適正処理の徹底
排出抑制	・無駄な使用を減らす(中長期展張フィルム等による長期利用) ・排出抑制に資する資材(生分解性マルチ)の利用 ・まだ使える資材(フィルム等)を再利用
流出防止	・流出させない水管理(浅水代かき、自然落水等) ・他の機能性肥料の活用

新たな対策の方針の検討方向(案)

対象物	・ 農畜産業 に由来する使用済みプラスチック
対象者	・行政機関、農業団体 及び農業者 が主
内容	・対策に関する基本方針 (排出抑制、持続可能な資源の利用、適正処理、資源の有効利用、流出防止、)
排出抑制	・使用の合理化 減量化及び長寿命化に資する設計の資材の推進 (ハウスフィルム) 使用量の最適化の推進(サイレージラップ) 長期使用の推進(育苗箱等) ・生分解性をもつ資材の推進(紙、生分解性プラスチック等の素材による多様な資材を含む)
持続可能な資源の利用	・ バイオマス及び再生材を使用した資材の推進
適正処理及び資源の有効利用	・リサイクル処理を基本 (将来性を踏まえ ケミカルリサイクル も含めるとともに、 熱回収をリサイクルの扱いから除きつつ、リサイクルが困難な場合に優先して実施) ・回収・処理体制を検討の上、 必要な体制や役割を規定
流出防止	・農業由来 廃プラスチック の環境への流出による海洋汚染が生じないよう 適正な使用や廃棄物処理を推進 ・ 緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻については、令和4年1月24日付3農産第2561号農林水産省農産局長通知を参照

緑字：主な違い

本日も議論いただきたい主な事項

第1回目の検討会において論点として整理した事項に係る検討を行いたい。

1 総論

- ・対策の基本的な考え方
- ・対策の実施に当たり考慮すべき事項

2 排出抑制

- ・基本的な考え方
- ・プラスチックの使用の合理化
- ・生分解性をもつ資材の推進

3 適正処理及び資源の有効利用

- ・基本的な考え方
- ・回収体制
- ・現場の負担軽減
- ・分別・選別、運搬、処理

対策の基本的な考え方

検討事項

農業生産に係るプラスチック対策の基本的な考え方として、どのようなことが考えられるか。

農業におけるこれまでの考え方

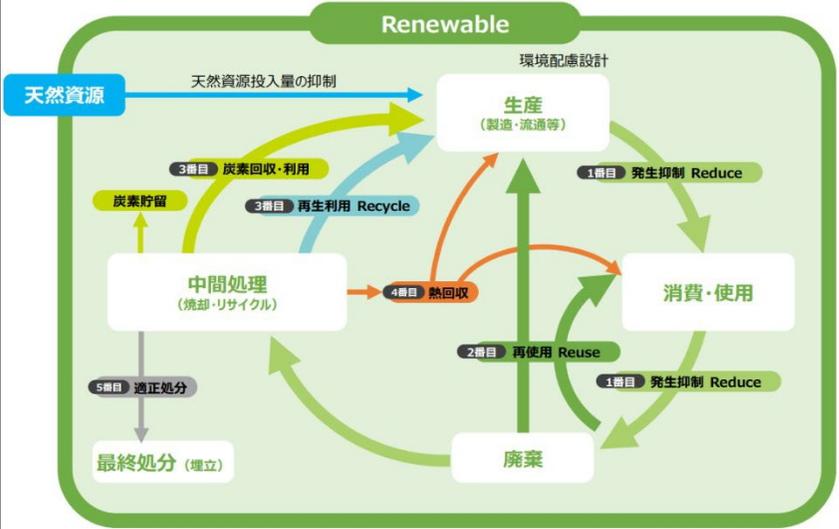
- 園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針
 - 1 適正処理等の推進の基本的考え方
 - 2 処理方法別の適正処理推進の考え方
 - 4 排出量抑制の進め方
- (参考)農業生産に由来する使用済みプラスチックの適正処理等に関する技術指導 (令和元年6月3日付元生産第188号)
 - ・農業由来廃プラスチックの適正処理
 - ・農業由来廃プラスチックの排出抑制
 - ・被覆肥料の被膜殻の流出防止

プラスチック資源循環戦略の基本原則の概要

- ① 回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、
- ② より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えた上で、
- ③ できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、
- ④ 使用後は、徹底的に分別回収し、循環利用(リサイクル)による再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含め)を図ります。

(参考) 3R + Renewable

プラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日9省庁連名)の基本原則においても記載があり、第五次循環型社会形成推進基本計画(和6年8月2日閣議決定)においても引用されている。



3R+Renewable	
3R	Reduce 廃棄物等の発生抑制
	Reuse 循環資源※の再使用 ※廃棄物等のうち有用なもの(以下同じ)
	Recycle 循環資源※の再生利用
Renewable バイオマス及び再生材を使用した資材の利用等	

出典: (左図) 中央環境審議会循環型社会部会(第38回)資料1 (右図) 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)をもとに 農業環境対策課で作成



- ① ・使用量の最適化、長期使用等を推進することにより、プラスチックの使用を合理化するとともに、
・回収が困難、回収は可能だが負担が大きい等の農業生産資材においては、生分解性をもつ資材の使用を推進することにより、
農業由来廃プラスチックの排出量を抑制するとともに、
- ② 持続性の確保のため、バイオマス及び再生材を使用した資材の利用を推進し、
- ③ 使用後は、適切に分別・回収を行い、リサイクル処理を基本に、それが困難な場合には熱回収を行い、適正処理及び資源の有効利用を推進
- ④ さらに、農業由来廃プラスチックの環境への流出防止を推進 してはどうか。

対策の実施に当たり考慮すべき事項

検討事項

農業生産に係るプラスチック対策を実施するにあたっては、どのような事項を考慮すべきか。

プラスチックの農業資材の果たしている機能の例



ポリマルチ

- ・地温調節
- ・病害、雑草の発生防止等



育苗ポット

- ・初期生育の促進
- ・発芽の安定化



パイプハウス

- ・保温
- ・風雨等の生育環境の安定化



トンネル

- ・保温
- ・風雨等の生育環境の安定化

考慮すべきと想定される事項	出典
実現可能性	
経済性	■ 循環型社会形成推進基本法
技術的可能性	■ 循環型社会形成推進基本法
その他	■ 第1回検討会における議論より、労働確保性などを考慮
環境負荷低減への有効性	
温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ■ 地球温暖化対策計画
再生可能資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 循環型社会形成推進基本計画 ■ プラスチック資源循環戦略
循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 循環型社会形成推進基本計画 入口側：経済社会に投入されるものの全体のうちの循環利用 出口側：廃棄物等の発生の中の循環利用

プラスチックは、農業生産においても多岐にわたり使用されており、温度の調節、生育環境の安定化など機能を発揮することにより食料安全保障の確保に寄与している。

農業生産に係るプラスチック対策にあたっては、環境負荷低減に向けて有効な対策を実施することとし、経済性、技術的可能性、労働確保性等を考慮の上、食料安全保障の確保との両立を目指す必要があるのではないか。

持続可能な資源の利用

検討事項

農業生産に係るバイオマス及び再生材を使用した資材の利用について、推進してよいか。

【バイオマス及び再生材を使用した農業生産資材例】

農業生産資材	バイオマスプラスチック (非生分解性)	再生材
マルチフィルム		○
寒冷紗	○	
保護ネット	○	
あぜ板		○
育苗箱		○
ポット	○	○
フレキシブルコンテナ		○
肥料・農薬等の容器	○ (農薬容器)	○ (肥料袋)

【大倉工業(株)の取組】

廃農ポリや廃農POなどの農園芸用資材をマテリアルリサイクルし、マルチフィルム原料のうち約3割を再生材利用した製品を約4年前から販売している。



再生マルチ
資料: 大倉工業株式会社HP

検討会でのご意見

- ハウスフィルムは穴が空いてはならず高品質が要求されるため、端材の活用事例はあるが、使用後のポストコンシューマ材の活用は難しい。
- 国際的には添加剤について問題視する声もある。

(参考) バイオマスをめぐる動向

○バイオプラスチック導入ロードマップ(令和3年1月)の概要箇所抜粋
国内バイオマス(国内で栽培された資源作物、廃食用油、木質パルプ・稲わら・もみ殻等のセルロース系の糖等)の原料利用の幅を食料及び飼料の安定供給確保に支障のないよう考慮しつつ広げていく。

(参考) 再生材をめぐる動向

- 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)の関連箇所概要
特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表等の措置を講じたもの。
- 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第52号)の関連箇所概要
再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。



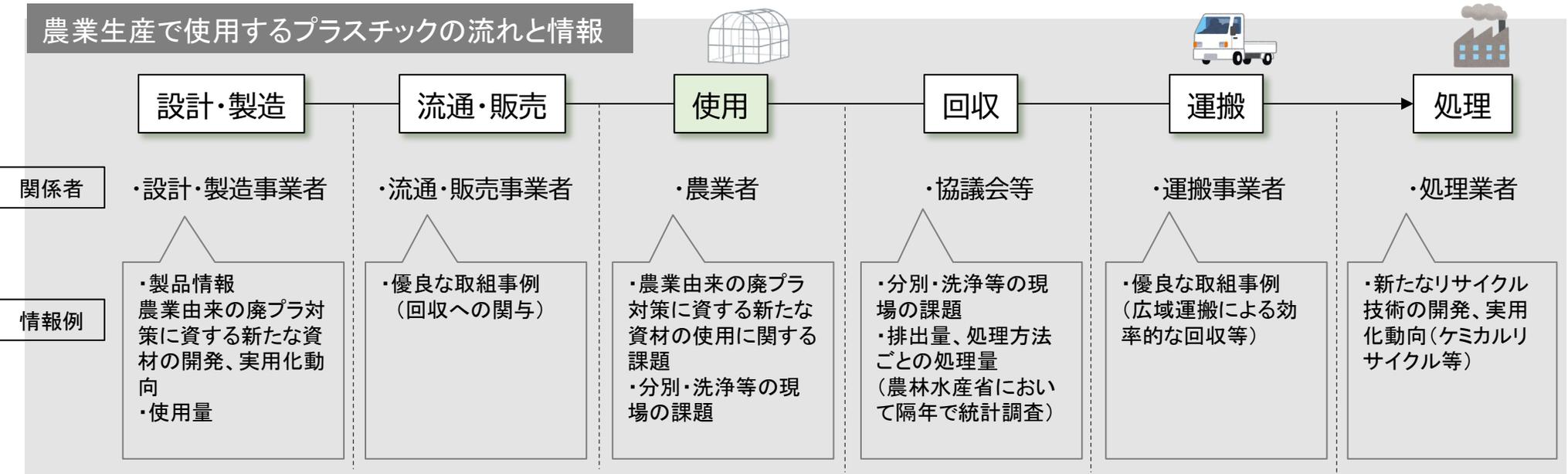
農業生産に係るバイオマス及び再生材を使用した資材が販売されていることを踏まえ、原料供給の確保性を考慮の上、当該資材の利用を推進していく必要があるのではないか。

関係者との連携協力と情報共有体制の構築

検討事項

農業生産に係るプラスチック対策の推進に向けて、行政機関とどのような関係者が連携しつつ、情報共有する必要があるか。

農業生産で使用するプラスチックの流れと情報



第1回検討会における御意見

- ・NACでは農ビは日本ビニル工業会、農ポリは日本ポリオレフィンフィルム工業組合から会員企業の出荷量の情報を得ている。(早瀬委員)
- ・解散はしていないものの、実態として現場の情報を入手して活動していない等の機能不全の協議会も存在する。(竹谷委員)
- ・現場では機能しているが上層部に情報が伝わっていない可能性もある。実態把握に向け、連携協力という観点での切り口もあるのではないか。(吉岡委員)

➡ 国として、都道府県協議会、市町村協議会との連絡体制構築により、更なる回収及び処理に係る実態を把握する必要があるのではないか。また、行政機関及び農業団体関係者といった関係機関と連携しつつ、引き続き必要な情報について収集するとともに、農業者へ農業生産に係るプラスチック対策に必要な情報を伝える必要があるのではないか。

検討事項

プラスチックを使用した製品の設計については、農林水産省含む6省庁連名にて、プラスチック使用製品設計指針が告示されているが、改めて、農業生産資材に関し、製造メーカー等に伝えるべき事項はあるか。

プラスチック使用製品設計指針

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号(令和4年1月19日)

【プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項】

(1) 構造	(2) 材料
① 減量化 (ハウスフィルム)	① プラスチック以外の素材への代替 (紙マルチ、ペーパーポット、誘引ネット)
② 包装の簡素化	② 再生利用が容易な材料の使用 (材料の種類を減らすなど)
③ 長期使用化・長寿命化 (中長期展張フィルム)	③ 再生プラスチックの利用 (再生マルチ、肥料袋)
④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用	④ バイオプラスチック※の利用 (生分解性マルチ、育苗ポット、結束材) ※ バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック
⑤ 単一素材化等	
⑥ 分解・分別の容易化	
⑦ 収集・運搬の容易化	
⑧ 破碎・焼却の容易化	

※()は、当該指針に記載はないものの、農林水産省において、農業生産における例示を追記したもの

検討事項

農業生産における排出抑制に資する対策としては、どのような事項が想定されるか。

排出抑制に資する対策として想定される事項

※ 緑字は農業生産資材における一例

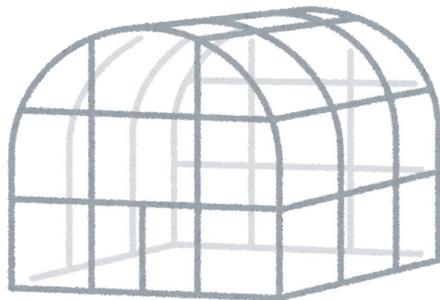
① **プラスチックの使用の合理化の推進** (プラスチック資源循環戦略より)

- ・減量化及び長寿命化に資する設計の資材の推進 (プラスチック使用製品設計指針より)
(減量化例: 薄膜化したハウスフィルム、長寿命化例: 中長期展張フィルム)
- ・使用量の最適化の推進 (例: サイレージラップ)
- ・長期使用の推進 (例: 育苗箱)

② **生分解性をもつ資材の推進**

- ・紙、生分解性プラスチック等の生分解性をもつ資材の推進 (例: 紙・生分解性マルチ) (第五次循環型社会形成推進基本計画より)
※特に、廃棄物処理の合理化に資する回収が困難、回収は可能だが負担が大きい等の農業資材に効果が高い

■ 農業生産資材の例



農業由来廃プラスチックの排出量を抑制するための対策としては、プラスチックの使用の合理化の推進と、生分解性をもつ資材の推進が想定されるのではないかと考えられます。

検討事項

プラスチック使用製品設計指針に記載の環境配慮された設計の資材について、具体的な対策と考慮すべき事項は何が挙げられるか。

農業生産資材における取組例

○長寿命化に資する設計の資材の例

従来のハウスフィルムを長寿命化した中長期展張フィルム
張り替え作業を毎年行う必要がなく、張り替え作業の省力化やコストの削減などにも資する。



1年

【従来品】

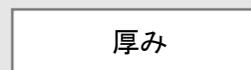
農ビ3年

農PO 5年

【耐久性強化品】

○減量化に資する設計の資材の例

従来の中長期展張フィルムの耐久性を維持したハウスフィルム
(農PO)の薄膜化(約7%減など)



【従来品】



【減量化品】

特に考慮すべき事項(減量化)

特にマルチについて、日本においてはまだ承知していないが、諸外国においては、薄膜であることに起因した環境中への流出が一部問題となっている。このことを踏まえ、**減量化の推進において薄すぎるポリマルチの使用による環境中への流出を促進することのないよう、注意が必要**である。

○中国の例

- ・2020年1月、中国国家発展改革委員会は「プラスチック汚染対策の一層の強化に関する意見」を発表。
- ・一部のプラスチック製品の生産等の禁止、代替製品の促進、廃棄物処分強化等について記載
- 薄さ0.01mm未満の農業用マルチフィルムの生産、販売禁止

従前の使用時の機能性、回収時の強度等を維持した減量化及び長寿命化に資する設計の資材について、排出抑制に資する取組として**農業者による使用を推進**してはどうか。中長期展張フィルムにおいては、張り替え作業を毎年行う必要がなく、張り替え作業の省力化やコストの削減などに資する点も考慮の上、資材を選択できるよう情報発信する必要があるのではないか。

なお、薄膜であることに起因した環境中への流出が問題となっている諸外国の状況を踏まえ、**特にマルチにおいて、従前の使用時又は回収時の強度等が確保されていることに留意する必要がある**のではないか。

検討事項

使用量の最適化、反復利用による長期使用の推進において、対策の方針と考慮すべき事項は何が挙げられるか。

現状

- 基本的に、農業者においても必要以上のコストがかかる使用方法は取られておらず、**最適な量で、できる限り長期間使用されているもの**と考えられる。
- 一部、サイレージラップを過剰に巻く場合や、病害の感染拡大の防止のため育苗トレイを再利用しない場合もある。

最適量の使用(サイレージラップ)

- 日本草地畜産種子協会は、2020年から2022年の3年間、サイレージラップの適正使用を検証するため、巻き数の違いによる品質の実証調査を、農林水産省の補助を受けて実施。
- 当該調査の結果、1年以内の短期保存の場合、**巻き数を節減しても、品質を維持できる**ことが示された。
- 一方、**硬い茎葉を持った作物であればラップフィルムを貫通する可能性があったこと等**、注意が必要。



サイレージラップ

(DAIRYMAN.2025.9
日本草地畜産種子協会の記事より)

長期使用

- 育苗トレイ等などの資材※について、洗浄による反復利用等を行うことで、長く使用することが可能
- 一方、病害の感染拡大などが生じないよう、洗浄・消毒等と併用するなど、**食料安全保障の確保との両立を考慮する必要**
- また、汚れたハウスフィルムを使い十分な光量が得られないなど、**長く使いすぎること**で農業の生産性が悪化する場合もあり、使用量の削減や長期間の使用の推進のみに焦点を当てると生産性が落ちる可能性が危惧される。

※一方、1回の使用を想定された耐久性の低い資材は、適切に回収、資源の有効利用等を行うことを推進



育苗トレイ



ポット

農業者におけるプラスチック使用の合理化について、使用環境や病害の発生状況などの利用実態を考慮の上、可能な範囲で使用量の最適化や長期使用を推進し、食料安全保障の確保と両立する必要があるのではないかと考えられる。

生分解性をもつ資材の推進

検討事項

生分解性をもつ資材の利用の推進について、具体的な対策と考慮すべき事項は何が挙げられるか。

現状

- 国内の農業生産資材において、紙・生分解性プラスチック等の生分解性をもつ資材が販売されている(下表のとおり)。
- 資材費が高いことが推進に当たっての課題の一つとなっており、生分解性マルチの利用量はマルチ栽培の約1割程度

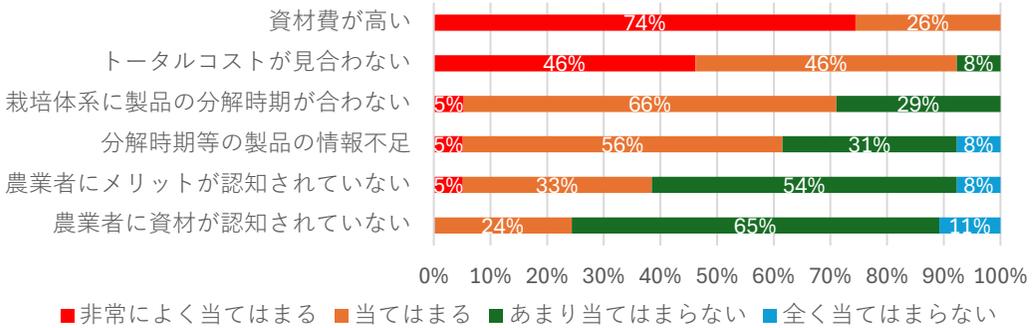
【生分解性をもつ農業生産資材例】

農業生産資材	生分解性プラ	紙	廃棄物処理の合理化(省力化)
マルチフィルム	○	○	回収、土汚れの洗浄、運搬等が不要
ポット	○	○	植え付け時の取り外し作業が不要
野菜用等のネット		○	野菜のつる等との分離、回収等が不要
植物固定クリップ	○		植物との分離、回収等が不要

分解特性に伴う対策方針と考慮すべき事項(案)

- 紙・生分解性プラスチック等の生分解性をもつ資材は、**廃棄物処理の合理化や海洋プラごみの削減に資する**。このため、回収が困難、回収は可能だが負担が大きい等の農業生産資材においては、生分解性をもつ素材を使用した資材の使用を推進
- 考慮すべき事項
 - ・分解しない場合マイクロプラスチックの発生が懸念されることから、**使用条件下における適正な生分解性を有する資材を使用する必要** →第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効
 - ・分解させる場合の使用後の処理
 - 土壌分解性を有する資材の場合、**作物収穫後は速やかに、土壌中にしっかりとすき込むなど、土壌接触を行う必要がある。**

【生分解性マルチの推進に当たっての課題】



出典: 農林水産省農業環境対策課による都道府県アンケート調査結果(2025.9)、46都道府県から回答

【主な環境負荷削減効果等の価値】

生分解性をもつ資材

- ・廃棄物処理の合理化
- ・海洋プラごみの削減

※分解環境に応じた適正な生分解性プラを用いた場合

(出典)環境省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、“バイオプラスチック導入ロードマップ”, <https://www.env.go.jp/content/900534511.pdf>を参考に農業環境対策課作成



回収が困難、回収は可能だが負担が大きい等の農業生産資材においては、適正な生分解性をもつ素材を使用した資材の使用を推進してはどうか。なお、当該資材は、適正な生分解性を有することが必要であることから、第三者による認証制度等を活用し、信頼性が担保された資材を使用することや使用後にすき込み等の処理を行うことが重要ではないか。

排出抑制の推進に向けた具体的な対策手法

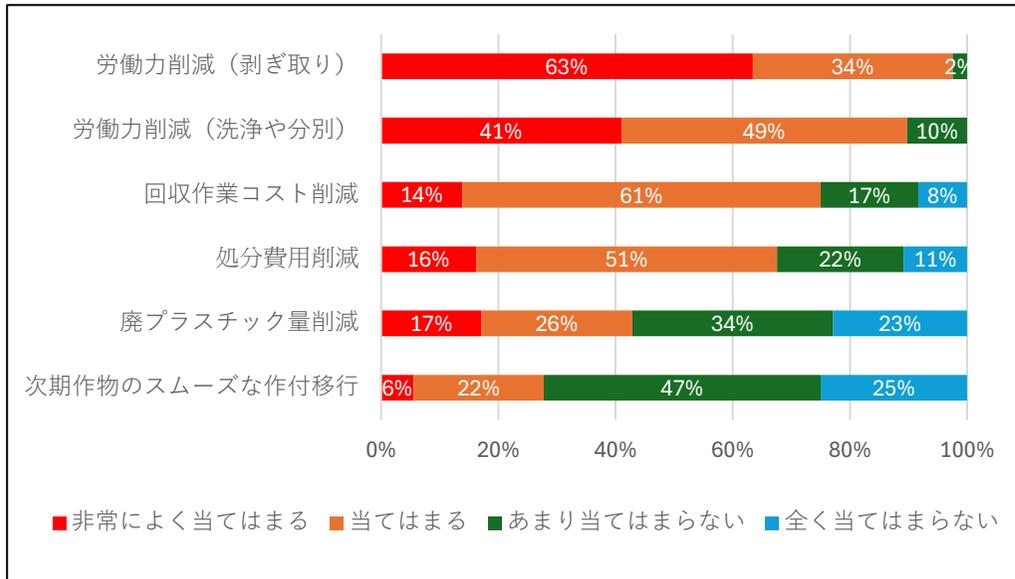
検討事項

排出抑制に資する対策を農業者へ普及するにあたっては、どのような対策手法が挙げられるか。

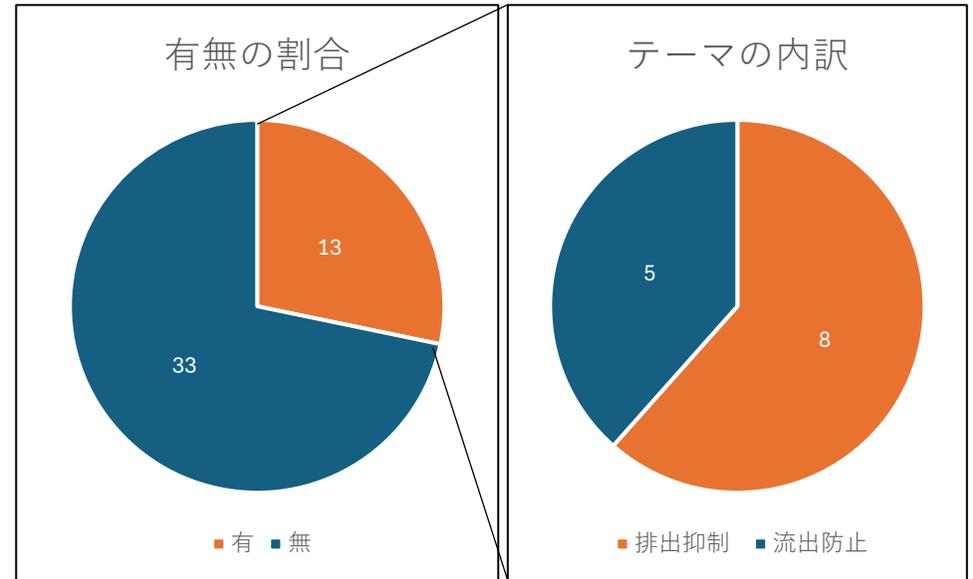
排出抑制に関するアンケート結果

- 都道府県アンケートによると、労働力削減、回収作業コスト削減等が、生分解性マルチメリットとして当てはまる傾向
- 排出抑制に関する普及啓発資料について、「有」との回答は8件

【生分解性マルチのメリット】



【普及啓発資料の有無】



出典：農林水産省農業環境対策課による都道府県アンケート調査結果(2025.9)

検討会でのご意見

- 作物ごとに分解を期待する期間は異なる。農業者はいつ分解するか関心が高い。
- VCoC等において生分解性資材の適切な使用に関する情報発信が記載されており、日本においても取り組む必要。
- 開発側と使用側との認識のギャップがある。



効果、製品情報、使用方法等を、パンフレットやメール、SNSなど各種手段を用いることで、関係者から農業者に対し情報提供する必要があるのではないか。

検討事項

適正処理及び資源の有効利用の基本的な考え方は、どのように考えられるか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄) (昭和四十五年法律第百三十七号)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

第十二条

5 事業者(...)は、その産業廃棄物(...)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(...)の運搬又は処分を他人に委託する場合(...)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

循環型社会形成推進基本法(抄) (平成12年法律第110号)

第7条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われなければならないものについては、処分されなければならない。

基本的な考え方

第五次循環型社会形成推進基本計画(抄) (令和6年8月2日閣議決定)

5.2.1. プラスチック・廃油

排出された廃プラスチックについては、マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルで素材循環重視のリサイクルを行い、焼却・最終処分される量を大幅に削減する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(抄) (令和三年法律第六十号)

第一条 この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「プラスチック使用製品」とは、プラスチックが使用されている製品をいう。

5 この法律において「再資源化」とは、使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物(次項及び第四条第三項において「使用済プラスチック使用製品等」という。)の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

6 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及び使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。

 農業由来廃プラスチックは、産業廃棄物であるため、関係法令に基づき農業者が自らの責任で適正に処理する義務があることや、資源の有効利用の観点から、適正処理はリサイクル処理を基本とし、それが困難な場合には、熱回収を進めるものとしてはどうか。(平成7年通知と同様)

適正処理推進計画

検討事項

適正処理推進計画の要否、役割などはどのように考えられるか。

適正処理推進計画とは

以下の出典：農林水産省園芸作物課及び農業環境対策課による都道府県アンケート調査結果(2025.9)

(園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針)

都道府県協議会が策定する、地域の使用済プラスチック排出の実態に即した回収範囲・回収方法(規格を含む)・回収時期・処理方法・回収処理経費の分担方法及び徴収方法等を定める適正処理推進の為の計画のことで、市町村は、この計画に基づき、農業者、農協等に対する適切な指導を行うこととされている。

策定状況と更新時期

適正処理推進計画が現在しているとの回答は15県。
うち2県は、都道府県協議会が存在しない県からの回答。
当該計画が最後に更新された時期は下記のとおり。

最後の更新時期	件数
R6年～R7年	2
R1年～R5年	1
H21年～H30年	3
H11年～H20年	4

最後の更新時期	件数
～H10年	2
更新していない	1
直近では変更なし	1
不明	1

現行通知での記載－3(2)必要経費の賦課基準

関係農家に対する必要経費の賦課基準と徴収方法については、地域の実情に応じ、原則として都道府県協議会で決定することが適切と考えられる。

関係農家から徴収する回収処理経費は、都道府県下一円(回収処理が市町村又は数市町村の範囲で完結する場合はその範囲)が同一料金となるよう、共同計算により算出することが望ましい。

→記載内容が現状にそぐわない

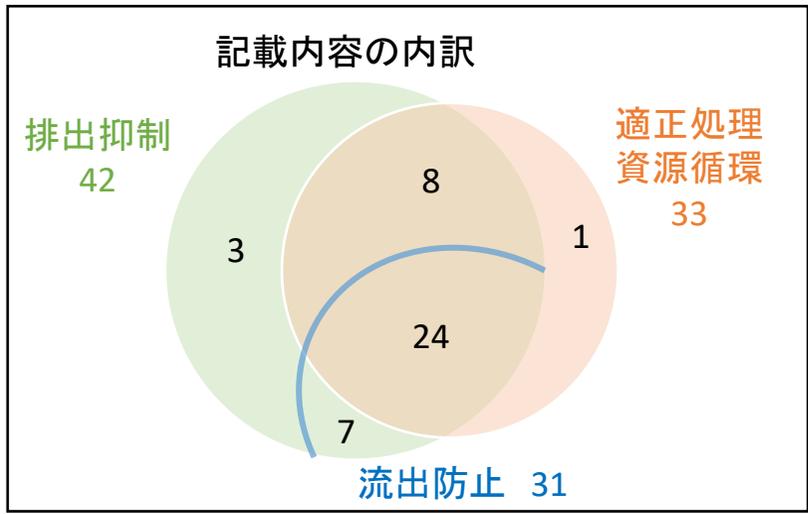
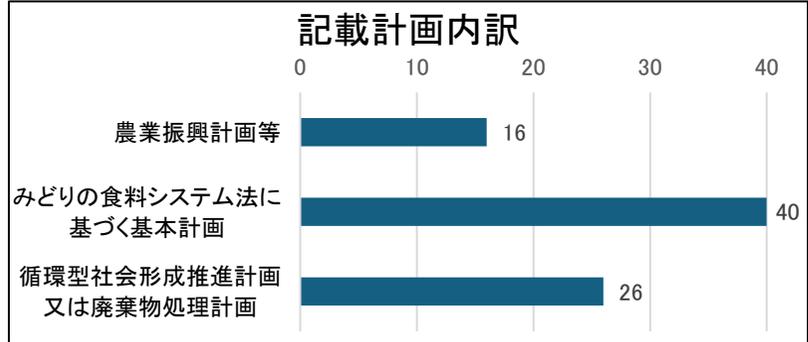
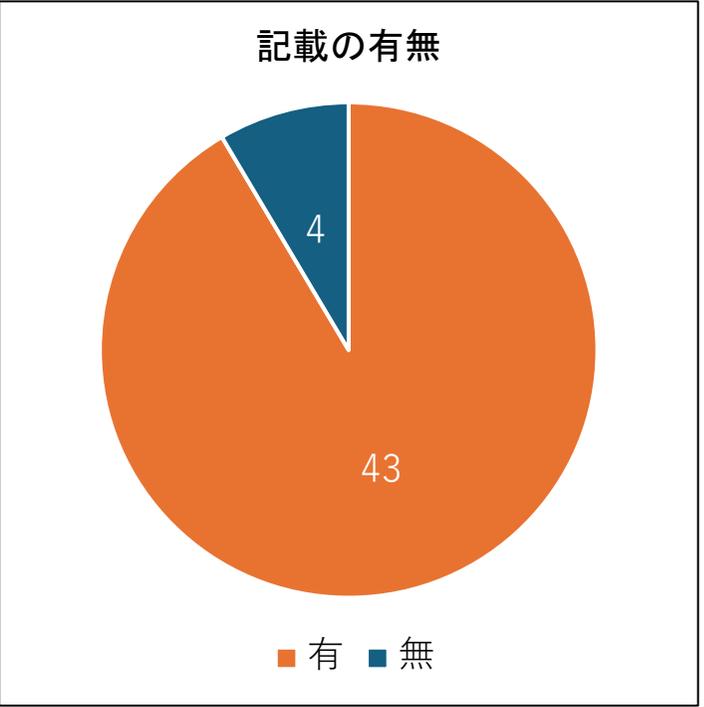


当該計画は、都道府県下一円の同一料金が望ましいという考えのもと、都道府県協議会が回収方法、処理経費等を定める役割をもっていたが、現在、地域実態に即し、市町村協議会等が主体となって取り組んでいる。なお、多くの都道府県で適正処理推進計画が策定されておらず、策定されている県においても、5年以内に更新されているのは3県のみである。これらを踏まえ、当該計画の策定を必須とするのではなく、必要な都道府県協議会において、策定できることとしてはどうか。

適正処理推進計画

都道府県策定の各種計画における農業生産に係るプラスチック対策の記載

都道府県に対し、農業振興計画、みどりの食料システム法に基づく基本計画、廃棄物処理計画をはじめとした推進計画において、農業生産に係るプラスチック対策(排出抑制、適正処理・資源循環、流出防止)に係る記載の有無(明示的に農業と記載のあるものに限る)とその内容を聞き取った結果は下記のとおり。



今後、都道府県等における資源循環の推進等の役割が期待される。都道府県において策定している各種計画等において、農業生産に係るプラスチック対策に係る記載を行っている都道府県の割合は91.5%(43都道府県)あり、中には農業における資源循環の推進に係る記載もあった。

回収体制の在り方(都道府県協議会)

検討事項

都道府県協議会の設置の要否、役割などの今後の方針はどのように考えられるか。

組織率

都道府県協議会の組織率74%(35/47都道府県)
※公社がその役割を担っている場合も含む。

活動状況

以下の出典: 農林水産省園芸作物課による都道府県アンケート調査結果(2025.9)

都道府県協議会が設置されていると回答があった35府県のうち、
協議会の活動実態があったのは24件、
活動実態について回答がなかったのは11府県

解散理由

「設立目的が達成され、一定の役割を終えたから」という理由が最も多く、その他、本来廃プラ回収の業務に携わってなかったことや他協議会と統合したことが挙げられた。

都道府県協議会設置の有無と再生処理率の関係

協議会が設置し、都道府県の関与があるほうが再生処理率が比較的高い傾向にあった。
一方で、都道府県協議会が存在していない都府県や他協議会へ統合された県でも再生処理率が高いところもあった。

(参考)役割

(園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針)

- ・関係者へ適正処理推進計画の周知等、計画の推進に関する指導を行う。
- ・市町村協議会等から処理計画や回収の実施状況等の報告を求め、必要に応じ、処理の仕向け先等に関する調整を行う。



都道府県協議会の組織率は74%であった一方、解散しているところは都道府県がその役割を果たしている(関係者との連携会議を開催しているところもある)。このことを踏まえ、都道府県協議会の設置を基本としつつ、関係者と連携しつつ都道府県がその役割を担うといった、その他地域に応じた持続可能な体制の整備もありうるのではないか。
一方、解散理由について協議会の役割を終えたとの回答もあったが、更なる資源の有効利用の推進にあたっては、市町村協議会等からの情報収集、関係者への資源の有効利用の推進や広域連携に向けた調整など、都道府県協議会の役割を再考する必要。

回収体制の在り方(市町村協議会)

検討事項

市町村協議会の設置の要否、回収体制などの今後の方針はどのように考えられるか。

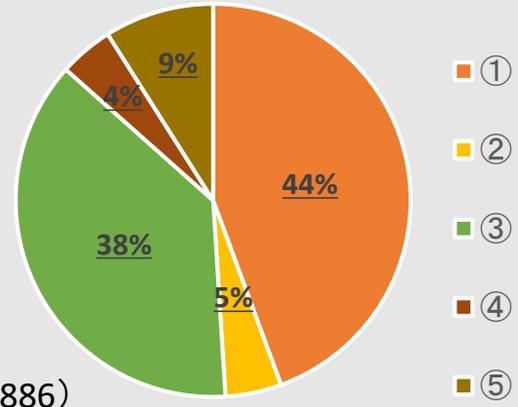
以下の出典:農林水産省園芸作物課による都道府県・市町村アンケート調査結果(2025.9)

市町村協議会の組織率

市町村協議会の組織率 44%
組織的な回収処理体制が構築されている割合 87%
(下記①～③)

<回収体制の事例別割合>

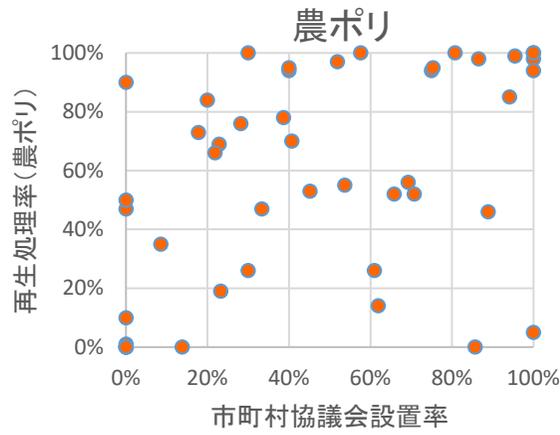
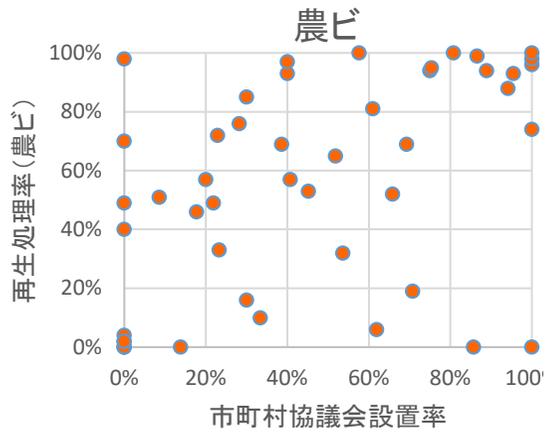
- ① 構成員に市町村が含まれる協議会 44%
- ② 構成員に市町村が含まれない協議会 5%
- ③ JA単独 38%
- ④ 民間事業者 4%
- ⑤ 農業者個別又は農業由来廃プラの発生無 9%



(N=1,886)

市町村協議会設置の有無と再生処理率の関係

市町村協議会の設置率※が高いと再生処理率も高くなるといった相関関係は見られなかった。



※都道府県ごとに、「市町村数」を分母、「市町村協議会の設置事例数」を分子として算出。「市町村協議会の設置事例数」は市町村ごとに事例を収集したため、1つの協議会が複数市町村を管轄されている場合は「市町村数=設置事例数」としてカウント。また、1つの市町村の中で、地域により協議会が異なる場合は、これらを複数の事例としてカウントしている。

回収体制の在り方(市町村協議会)

以下の出典: 農林水産省園芸作物課による都道府県・市町村アンケート調査結果(2025.9)

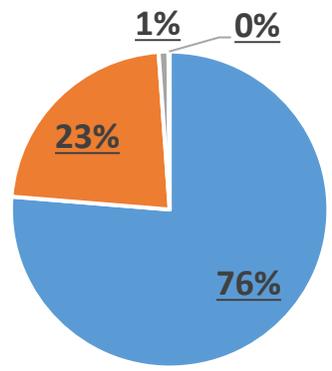
解散理由

- ・各JAが中心となった収集方法等のシステムが確立されたこと
- ・協議会の活動がなく存続の必要性が感じられなかったこと
- ・協議会内の連携の欠如(他機関からの協力が無い等)
- ・協議会存続が困難(人員不足等)

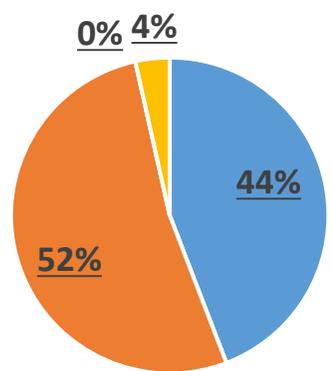
回収対象範囲

市町村協議会では地域全体が76%に対して、協議会がないJA回収では36%となり、行政の関与により、回収対象範囲に違いが見られた。JAが地域全体の農業者分を回収しているところで、JA組合員以外は料金割増にして回収を行っている事例も見られた。

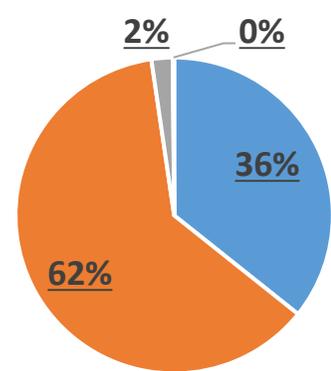
市町村協議会の回収範囲(N=806)



その他協議会の回収範囲(N=86)



JA単独の場合の回収範囲(N=694)



■ ①	地域全体
■ ②	JA組合員のみ
■ ③	JAから資材を購入した者のみ
■ ④	その他



農業由来廃プラスチックの適正処理を農業者個々で行うことが困難であるため、地域における組織的な回収処理体制の構築が重要。一方、現状の市町村協議会の設置率や再生処理率との相関がない点を踏まえると、必ずしも市町村協議会の設置によらずともよい可能性。市町村協議会の設置を始めとした、地域の実態に即した組織的な回収処理体制の構築を行うことが必要なのではないか(現状少なくとも約9割は整備済)。

一方、行政の関与の有無により、その回収範囲に差が見られており、地域一円での適正処理の推進のためには、関係者間で連携することが望ましいと考えられるのではないか。

検討事項

現状の市町村協議会における人手不足の解消、今後のリサイクル推進に向けた更なる分別・洗浄に係る農業者又は市町村協議会の負担軽減のため、どのような手法が考えられるか。

【電子マニフェスト導入の事例】

(1) 農畜産業プラスチック対策強化事業でのJA大井川に係る調査結果

- ・JA大井川では令和4年度から電子マニフェストを導入。
- ・導入の経緯は、収集運搬・処理業者から電子マニフェストの利用について提案があったため。
- ・導入の結果、保管の手間や紛失リスクが無くなり、その効果を実感。また、処理量等の過去実績の把握も、データ化によって大幅に省力化された。
- ・年間費用は紙マニフェスト利用時より若干高くなるものの、保管の手間を考慮すると、電子マニフェストの方が総合的に経済的であると考えている。
- ・電子マニフェスト利用に関しては特段のデメリットを感じておらず、今後も継続的に利用していく予定。

【その他想定される取組】

- ・生分解性をもつ資材の導入
(土汚れ等の洗浄作業の労力削減)
- ・新たなリサイクルの導入
(土汚れ等の許容度向上による洗浄作業の負担軽減)
- ・協議会間連携 等

- (2) 日本産業廃棄物処理振興センター※へのヒアリング結果
- ・電子マニフェストを導入することにより、省力化による協議会の事務負担軽減や、5年間の紙マニフェストの保管が不要になるといったメリットが考えられる。
 - ・また、処理の過程で、排出者と処理業者間における紙マニフェストのやり取りが不要となり、郵送費もかからなくなる。

※平成9年に改正された「廃棄物処理法」の規定に基づき、電子情報による新たなマニフェスト制度に係る「情報処理センター」として厚生省より指定されている。
(厚生大臣指定、厚生省収生衛第883号)

【普及に向けた支援】

農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち
農業由来の廃プラスチック対策モデル地域形成事業

令和8年度当初予算において、

- ・新たなリサイクル技術の実証
- ・回収システム(電子マニフェスト、広域運搬、協議会間連携等)の実証
- ・排出抑制のための普及啓発
- ・紙・生分解性マルチ等への転換の取組を支援する事業を要求中

電子マニフェストの導入等を普及させることにより、回収現場の負担軽減が期待されるため、農林水産省として情報発信を行うなど普及に向けた支援を行いながら、推進を図ることが必要ではないか。

分別・選別、運搬、処理

検討事項

農業由来廃プラスチックの再生処理率の向上に向け、今後の方針をどのように考えるか。

■ 分別・選別の徹底による農業者の負担軽減事例

<(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターの取組>
・県下一元集中処理方式を実施し、県内で排出される農業由来廃プラスチックの95%以上を回収。

・農業者への分別・洗浄を徹底指導により、土の付着が少なく、再生処理しやすい廃棄物が回収されている状況。

・農ポリ類、肥料袋、トレー類など有価物になる資材は無料で引き取っている。また、有料で引き取っている資材についても、再生処理しやすい廃棄物が回収されているため、処理料金は比較的安価。

・農業者には、分別・洗浄を徹底することで処理料金が安くなるという意識が浸透している。

・本年度は資源循環の観点から処理業者と連携し、廃プラスチックを原料とした再生マルチの実用化試験を現場で実施しており、来年度からの導入を目指している。



農ポリ
土汚れを落とし、紐で縛った状態で持ち込まれる



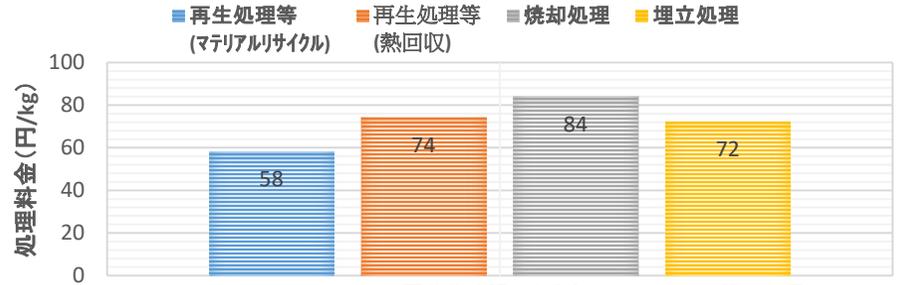
マルチ
土汚れを落とし、専用の回収袋に入れて持ち込まれる

⇒農業者への分別・洗浄の徹底指導により、土の付着が少なく再生処理しやすい廃棄物が回収でき、処理料金についても無償もしくは比較的安価での引き取りが実現されている。

■ 処理方法と処理料金の関係

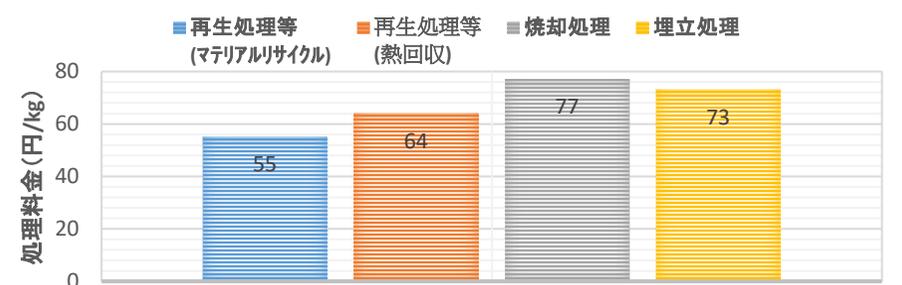
市町村協議会及び素材ごとに、主な処理方法と処理料金を市町村に聞き取った結果は、下記のとおり。

(1) 農ビ(全国平均)



農林水産省園芸作物課による市町村アンケート調査結果(2025.9)

(2) 農ポリ(全国平均)



農林水産省園芸作物課による市町村アンケート調査結果(2025.9)

⇒全国平均で、処理料金が最も安価だったのがリサイクル処理であった。分別・洗浄等を適切に行い、リサイクル処理を行うことで処理料金の低減につながる可能性。

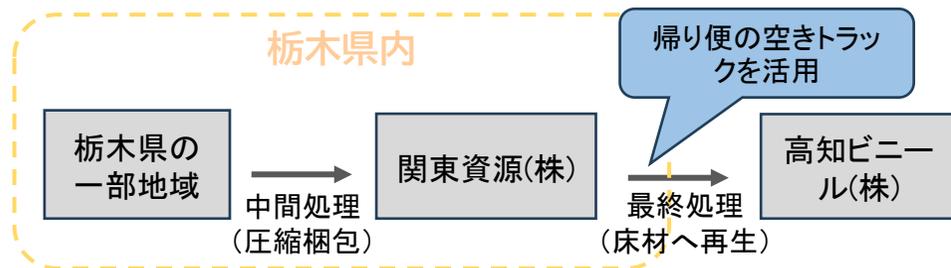
※なお、再生処理施設までの運賃等も異なり、地域ごとに処理料金の差がある

分別・選別、運搬、処理

■ 広域運搬の実施の事例

<(株)高知ビニールの取組>

- ・栃木県との取組はH27に開始。(中国のプラスチック規制の影響)
- ・高知県の運送業者は、青果物を関東圏へ出荷する際の帰りの空きトラックを活用し、他県で発生した廃棄物を積載して、高知県まで運搬。栃木県をはじめ、静岡県、和歌山県、愛知県など複数の県から回収。
- ・栃木県内の一部地域においては、排出された廃農ビは関東資源(株)で中間処理(圧縮梱包)した後、(株)高知ビニールに搬送し、再生処理を実施している。
- ・再生処理された資材は、国内向けの床材の中間層に利用されている。



⇒地域内に再生処理業者が存在しない自治体において、帰りの空きトラック等を活用し、廃棄物を広域的に運搬することにより、再生処理を実現している。

■ 新たなリサイクル処理の事例

(1) 再生マルチ化

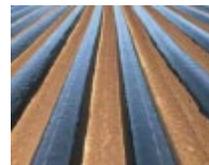
廃農ポリや廃農POを原料に用いて、マルチとして再生化。市販化されている商品もある。

(2) アスファルト舗装への利用

(株)成田美装センター(福岡県大牟田市)では、廃農ポリをアスファルト舗装材として利用。今後の本格的な実用化に向け、R5～R7で福岡県のプロジェクト事業費を活用し、研究および実証試験を継続中。

(3) 廃農ポリのケミカルリサイクル(ガス化)

(株)レゾナック川崎工場(神奈川県)では廃農ポリのケミカルリサイクル(ガス化)の実現性を確立するため、協議会から提供された廃農ポリを用いた実証試験を継続中。



再生マルチ

資料: 大倉工業株式会社ホームページ



舗装した道路

資料: 福岡県ホームページ

⇒農業由来廃プラスチックの資源の有効利用に向け、一部の処理業者が地域と連携し、素材循環を重視した新たなリサイクルの開発および実証等に取り組んでいる。

上記のような分別・選別、運搬、処理における優良事例を広く周知し、同様の取組が国内全体に普及するように促すことが必要ではないか。

また、農業に関わる再生処理業者の状況に関する情報収集方法や、リサイクルに取り組む際の費用負担の在り方などについては、引き続き検討していくことが必要である。

4 対策の基本的な考え方(案)

新たな農業生産に由来する使用済みプラスチックの対策方針の基本的な考え方(案)

農業生産に由来する使用済みプラスチック(以下、「農業由来廃プラスチック」という。)

1 基本的な考え方

- プラスチックは、農業生産においても多岐にわたり使用されており、温度の調節、生育環境の安定化など機能を発揮することにより食料安全保障の確保に寄与している。
 - ① ・使用量の最適化、長期使用等を推進することにより、プラスチックの使用を合理化するとともに、
・回収が困難、回収は可能だが負担が大きい等の農業生産資材においては、生分解性をもつ素材を使用した資材の使用を推進することにより、
農業由来廃プラスチックの排出量を抑制するとともに、
 - ② 持続性の確保のため、バイオマス及び再生材を使用した資材の利用を推進し、
 - ③ 使用後は、適切に分別・回収を行い、リサイクル処理を基本に(それが困難な場合には熱回収を行い)、適正処理及び資源の有効利用を推進
 - ④ さらに、農業由来廃プラスチックの環境への流出防止を推進
- 農業由来廃プラスチックの対策にあたっては、環境負荷低減に向けて有効な対策を実施することとし、経済性、技術的可能性、労働確保性等を考慮の上、食料安全保障の確保との両立を目指す。

2 排出抑制の基本的な考え方

- 農業由来廃プラスチックの排出抑制の基本原則として、
 - ①プラスチックの使用を合理化
 - ・減量化及び長寿命化に資する設計の資材の推進
 - ・使用量の最適化の推進
 - ・長期使用の推進
 - ②生分解性をもつ資材の推進
- また、農業者に対しメリット、使用方法、すき込み時の留意点等の情報発信を行い、環境価値や労働力節減の効果を加味した利用を促進

3 持続可能な資源の利用の基本的な考え方

- 持続性の確保のため、バイオマス及び再生材を使用した資材の利用を推進

4 適正処理・資源の有効利用の基本的な考え方

- 農業由来廃プラスチックは、産業廃棄物であるため、関係法令に基づき農業者が自らの責任で適正に処理する義務があることから、適切に回収を行う。
- 資源の有効利用の観点から、適正処理はリサイクル処理を基本とする。このため、回収した農業由来廃プラスチックは、リサイクルしやすくなるよう正しく分別する。

5 流出防止の基本的な考え方

- 農業由来廃プラスチックの環境への流出による海洋汚染が生じないよう、適正な使用や廃棄物処理を推進
- 緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻については、「緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の流出防止に向けた対応の強化について(令和4年1月24日付3農産第2561号農林水産省農産局長通知)」を参照

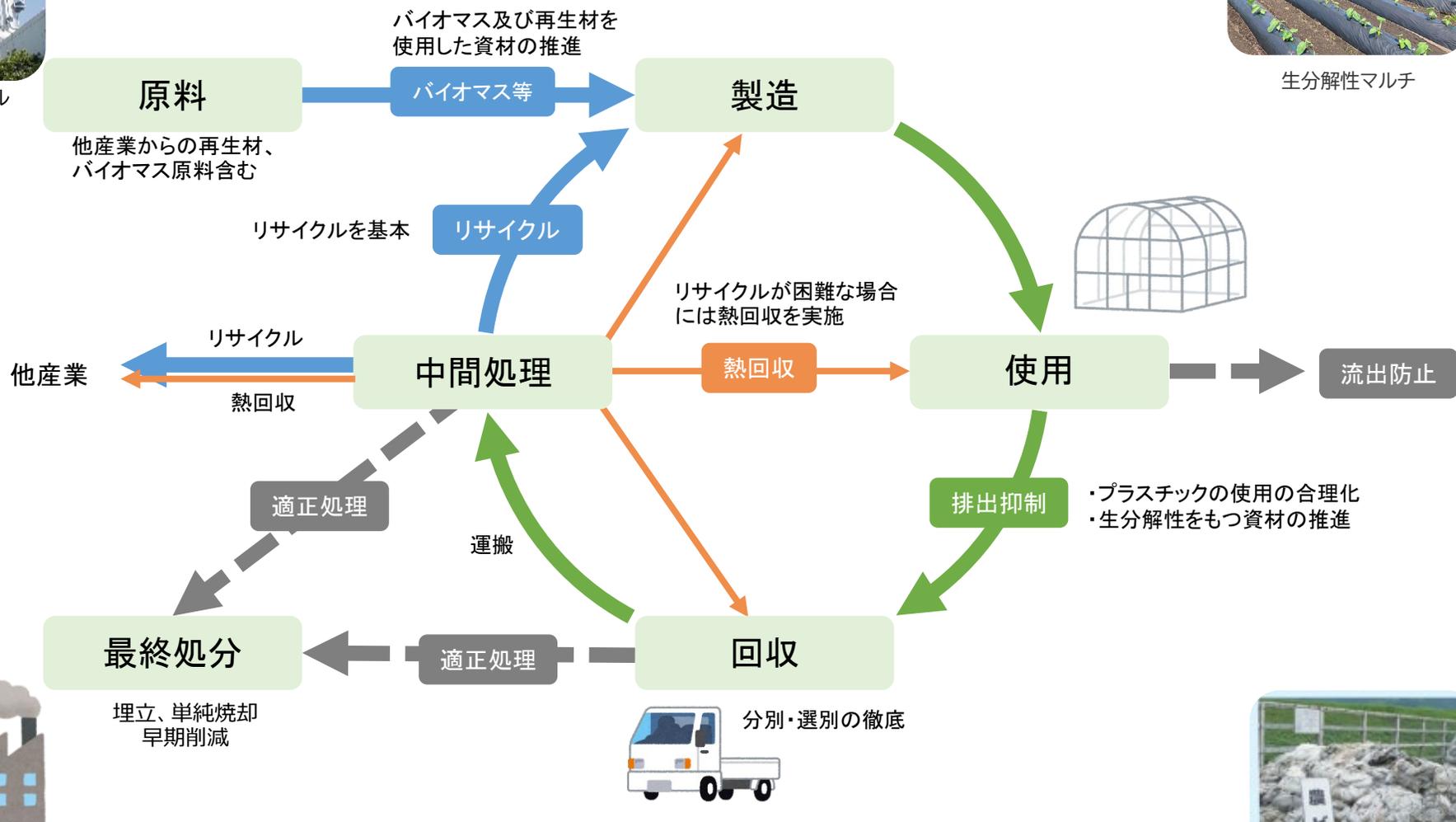
農業生産に由来する使用済みプラスチックの対策方針



ケミカルリサイクル



生分解性マルチ



素材ごとに分別